

# 【草の根技術協力事業】 委任状記載の委任事項に関連する書類とりまとめ

2025/5/26

No	委任事項	委任事項に関連する書類	補 足
1	競争参加資格申請に関する一切の権限	草の根技術協力事業では、応募に係る代表者行為を代理人に委任することはできません。	
2	技術提案書、プロポーザル及び見積り、ならびに入札に関する一切の権限		
3	契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の権限	<p><b>契約締結時：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終見積書（当初契約締結時）</li> <li>最終変更見積書（契約金額に関する変更契約締結時）</li> <li>支払先口座届出書・電子契約署名アドレスの発行者</li> <li>当初契約書と変更契約書への署名/押印</li> </ul> <p><b>契約履行期間中：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期支出状況/経費精算報告書</li> <li>（部分払以外の案件は）四半期業務報告書</li> </ul>	<p>①「支払先口座届出書・電子契約署名アドレス」の確認事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書類右上の代表者欄の内容が、委任状に記載された受任者（代理人）かどうかを確認。</li> <li>電子契約の場合は、上記の代表者名だけでなく、電子契約署名アドレスを使った契約書承認のやり取りが、代表者の契約締結権限に基づいて行われることも必ず代表者（受託者）に確認。（代表者の押印があるから、記載事項はすべて代表者が承認しているはずではあっても、事後のトラブル防止のため、申請された電子契約署名アドレスだけを使って契約書承認のやり取りが行われることを代表者（受託者）が十分理解した上で押印していることについて、契約担当による取り付け時点での確認が重要。）</li> </ul> <p>②左記の書類のみに関する委任事項で、イレギュラーな書類（例：不可抗力の事態が発生した場合等の通知など）は含まれないとする。</p>
4	成果品の提出、物品の納入又は工事の施工に関する一切の権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期業務報告書</li> <li>業務/業務部分完了届/事業完了報告書など</li> </ul>	
5	代金の請求及び受領に関する一切の権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>部分払/概算払/精算払の請求書</li> <li>支払先口座届出書・電子契約署名アドレスの支払口座情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「支払先口座届出書・電子契約署名アドレス」の確認事項：支払口座情報が受託者情報もしくは委任状に記載された受任者の情報と一致しているか</li> </ul>
6	保証金又は保証物の納付、還付請求及び受領に関する一切の権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>連帯保証書</li> <li>受託者がJICAに還付請求する場合の請求書</li> </ul>	
7	復代理人の選任に関する一切の権限	用途に応じて	
8	その他：委任内容を具体的に記載（委任内容：）	1-7に該当しない内容の権限を委譲したい場合に明記。	